

東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授

すずき のぶ ひろ
鈴 木 宣 弘

(社)農協共済総合研究所

わた なべ やす ひと
渡 辺 靖 仁

目次

- | | |
|---|--|
| <p>I なぜ日豪EPAが大変なのか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最小の利益と最大の損失 2. 従来の手法が適用できない 3. 埋められない土地条件の圧倒的格差 4. 国内農業と関連産業への甚大な影響 5. 日本に農業はいらないか 6. 重要品目への柔軟な対応の正当性 7. 豪州のかたくなさ 8. 冷静にギリギリの現実的妥協点を探る | <p>II J A 共済への影響</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 品目別の損失額の考え方 2. 農業生産額の減少と農業所得との関係 3. 波及効果の考え方 4. 農家総所得とJ A 共済金額（生命総合共済の保有ベース）の関係 5. 推定結果と含意 |
|---|--|

要 旨

我が国の農産物市場が閉鎖的だというのは間違いである。実は、日本ほどグローバル化した食料市場はないといってもよい。我々の体のエネルギーの60%もが海外の食料に依存していることが何よりの証拠だ。関税が高かったら、こんなに輸入食料が溢れるわけがない。

わずかに残された高関税のコメや乳製品等の農産物は、日本国民にとっての一番の基幹食料であり、土地条件に大きく依存する作目であるため、土地に乏しい我が国が、外国と同じ土俵で競争することが困難なため、関税を必要としているのである。

しかし、日豪EPA（経済連携協定）交渉では、このような重要品目についても関税撤廃が強く迫られる可能性がある。しかも、国内では、日本の将来方向に大きな影響力をもつ経済財政諮問会議等において、貿易自由化を含め、規制緩和さえすればすべてがうまくいくという人々が、さらに声を大きくしてきている。

規制緩和さえすれば、すべてがうまくいくというのは幻想である。農産物貿易も、自由化して競争にさらされれば、強い農業が育ち、食料自給率も向上するというのは、あまりに楽観的である。日本の農家一戸当たり耕地面積が1.8haなのに対して豪州のそれは3,385haで、実に約2,000倍である。この現実を無視した議論は理解に苦しむ。このような努力で埋められない格差を考慮せずに、貿易自由化を進めていけば、日本の食料生産は競争力が備わる前に壊滅的な打撃を受け、自給率は限りなくゼロに近づいていくであろう。

しかし、かりにそれでも大丈夫だというのが、規制緩和を支持する方々の次なる主張である。自由貿易協定で仲良くなれば、日本で食料を生産しなくても、豪州が日本人の食料を守ってくれるというのである。これは甘すぎる。食料の輸出規制条項を削除したとしても、食料は自国を優先するのが当然であるから、不測の事態における日本への優先的な供給を約束したとしても、実質的な効力を持たないであろう。EU（欧州連合）も、あれだけの域内統合を進めながらも、まず各国での一定の自給

率の維持を重視している点を見逃してはならない。

いま、我が国では、医療と農業が、規制緩和を推進する人々の「標的」となっており、医療についても、農村部の医療の「担い手」不足の深刻化等、医療の崩壊現象が日本社会に重大な問題を提起し始めている。医療と農業には、人々の健康と生命に直結する公益性の高さに共通性があり、そうした財・サービスの供給が滞るリスクをないがしろにしてよいのであろうか。農業が衰退し、医師もいなくなれば、地域社会は崩壊するが、要するに、無理をして、そのような所に住まずに、みんな都市部に集まれば、それこそ効率がいい、というのであろうか。

J A 共済への影響も甚大である。我々の試算では、日豪EPAの締結で、農産物が例外なく関税撤廃対象となり、追加的な支援策が採られなかった場合には、生命総合共済保有金額は、全国で18%の減少となり、特に、乳製品、砂糖、牛肉、麦等、最も関連品目の多い北海道の57%の減少を筆頭に、やはり、砂糖のウエイトの高い沖縄が50%、砂糖や牛肉のウエイトの高い鹿児島、宮崎が、約40%で続いている。全国的な18%の減少率も、非常に大きな影響といえるが、特に、地域別に影響度合いがかなり異なり、関連品目を中心に、農業のウエイトが高い道県の影響は深刻であり、農業依存度の低い都府県との格差が大きくなることが懸念される。

食料貿易の自由化も、一部の輸出産業の短期的利益や安い食料で消費者が得る利益（狭義の経済効率）だけで判断するのではなく、土地賦存条件の格差は埋められないという認識を踏まえ、極端な食料自給率の低下による国家安全保障の問題、地域社会の崩壊、窒素過剰による国土環境や人々の健康への悪影響等、長期的に失うものの大きさを総合的に勘案して、持続可能な将来の日本の姿を構想しつつ、バランスのとれた適切な水準を見いだすべきである。一部の人々の短期的な利益のために、拙速な流れを許せば、日本の将来に取り返しのでない禍根を残すことになりかねない。いまこそ、国民的な議論を尽くすべきときである。

日豪EPA（経済連携協定）をめぐっては、昨年末に、交渉入りの是非を検討する共同研究会報告が出され、去る4月23日から政府間交渉が開始された。我が国農産物の重要品目の関税撤廃からの除外や再協議といった柔軟な措置をとりうる可能性は確保したが、最終的に、これが確保できなければ、我が国農業、関連産業、地域経済に計り知れない損失を与える可能性がある。これは、「日本に農業はいらないのか」を問いかけるに近い問題であり、農林水産業や関連産業の関係者のみならず、国民全体で議論しなくてはならない問題なのである。

したがって、当然ながら、J A 共済に与える影響も、かなり大きい可能性があるので、それを可能なかぎり定量的に把握しておくことは、今後のJ A 共済の事業戦略を検討する上で不可欠と思われる。また、今回の試算は、全共済の立場から、日豪EPAに対する意思表示をする場合の重要な基礎資料になることも期待される。

I なぜ日豪EPAが大変なのか

1. 最小の利益と最大の損失

WTOやFTA/EPAによる国際貿易の促進が日本経済の発展を支えてきたことは確かである。しかし、日豪EPAは、これまでのEPAに比べると、

- ① すでに豪州の自動車・家電等、鉱工業品の輸入関税が低く、また現地生産も進んでいるため、日本の産業界の利益は最も小さい
- ② 豪州から日本への農産物輸出に占める日本側の重要品目の割合が極めて高く、かつ、一戸当たり耕地面積が数千倍もあるため日本農業との生産性格差は最大であり、なおかつ、安さだけでなく品質も高く、さらには、豪州は否定するが、輸出余力は大きい

ため、日本農業及び関連産業への打撃は最も大きい、という特質を持つ。

つまり、最も鉱工業分野のメリットに乏しく、最も農業及び関連産業のデメリットは大きい対象国といえる。

2. 従来手法が適用できない

実は、EPA交渉における「農業悪玉論」が誤解であることは、タイのような農産物輸出国とのEPAでも、農産物に関する合意が他の分野に先んじて成立し、難航したのは自動車と鉄鋼だったということにも示されている。しかし、今回は条件が異なる。

タイの場合には、「協力と自由化のバランス」を重視し、タイ農家の所得向上につながるような様々な支援・協力を日本側が充実することと、日本にとって大幅な関税削減が困難な重要品目へのタイ側の柔軟な対応がセットで合意された。しかし、先進国である豪州は援助対象国ではない。

一般に言われているのに反して、我が国の大多数の農産物関税はすでに非常に低く、品目数で1割強程度の重要品目が高関税なだけである。したがって、重要品目への柔軟な対応を行っても、結果的に品目数ではかなりの農産物をカバーするEPAが可能なのである。柔軟な対応とは、関税撤廃の例外とすることで、完全な除外や再協議として協定から外すほかに、メキシコでの豚肉のように、当該国向けに低関税の輸入枠を設定するといった方法がある。しかし、豪州の場合、重要品目の輸出が農産物貿易に占める割合が極めて大きい（牛肉、ナチュラル・チーズ、麦、砂糖、コメだけで、豪州からの輸入の5割を超える、表1）ため、それらを含めないと貿易量ベースの農林水産物のカバー率が5割を切ってしまう（ただし、輸入総額に占める重要品目額は10数%で、これをすべて除外しても90%近

表1 豪州からの主な輸入農産物

主要品目	単位	2005年			
		数量	金額(千円)	金額シェア	金額シェア
輸入総計			2,706,150,567	100.0	
農林水産物計			604,752,194	22.3	100.0
農産物			473,856,474	17.5	78.4
林産物			82,983,435	3.1	13.7
水産物			47,912,285	1.8	7.9
牛肉(くず肉含む)	K G	412,493,650	199,275,223	7.4	33.0
牛の臓器・舌	K G	20,035,518	30,275,777	1.1	5.0
ナチュラル・チーズ	K G	92,801,473	29,346,746	1.1	4.9
小麦	M T	1,107,053	26,904,397	1.0	4.4
大麦(裸麦を含む)	M T	808,364	18,038,687	0.7	3.0
砂糖	M T	379,629	11,684,039	0.4	1.9
コメ	M T	17,236	1,010,936	0.0	0.2
上記7品目の計			316,535,805	11.7	52.3

出所：農林水産省HP

いカバー率にはなる)。つまり、従来のような柔軟な対応の余地が極めて少ない。

しかも、同国がこれまで締結したEPAは、関税撤廃の例外品目が非常に少ないのである。例えば、米国との場合、砂糖と主要乳製品以外は、すべて関税撤廃の対象となった。米国は、完全除外の砂糖のほかに、主要乳製品は豪州向けの低関税枠の設定・拡大を約束し、関税撤廃は免れたが、牛肉は最終的には関税を撤廃することになった。タイとは、乳製品の関税撤廃期限を20年と長期にしたが、原則すべて関税撤廃を貫いた。

3. 埋められない土地条件の圧倒的格差

タイや中国の稲作等の低コストは低賃金によるところが大きい。タイの戸当たり耕地規模は3.7haで、規模の零細性という点で、日本の1.8haと極端な差はない。今後、労賃格差が縮まれば、生産性格差は縮まる可能性がないわけではない。しかし、豪州の場合は、戸当たり3,385haと実に1,881倍である。競争によって産業が強くなる側面はおおいに認めるが、残念ながら、このような土地賦存条件の

差は、努力で埋められる限度をはるかに超えている。つまり、最大限効率化しても日本農業が豪州とコスト面で競争できる見込みは限りなくゼロに近い。規制緩和さえすれば、豪州農業とコスト競争できる日本農業が育つというのは、あまりにも非現実的な幻想である。

したがって、かりに除外や低関税枠の提供などの柔軟な対応のない日豪EPAが成立したら、日本のコメ、麦、砂糖、乳製品、牛肉などの国内生産は大きな影響を受けると考えざるを得ない。これまでの研究では、日本産と豪州産が、品質的にあまり競合しないことを想定したモデルにより、日本の国内生産への影響は小さい(5%程度の生産減少)とする試算も出されたが、それは前提に疑問があることは、常識的に考えればわかる。都合のよい数値だけで議論するのは、逆にモデルの信頼度を低める。

4. 国内農業と関連産業への甚大な影響

豪州の供給余力、輸出余力が小さいという豪州側の説明は、日本側の輸入急増への不安を和らげる意図もあり、とても鵜呑みにはで

きない。別の機会には、収益性が上昇した場合には、綿羊等からのシフトはかなりフレキシブルで、生産余力は大きいことを強調してきた経緯がある。

圧倒的な価格差と高品質との競争で、国産麦、砂糖はほぼ消滅、生乳生産も飲用向け対応の500万トン弱に減少し、製糖や乳業を含めた地域経済全体の損失は農産物の損失額の2～3倍に達しかねない。コメも一俵4,000円弱の豪州産米との競争を迫られ、牛肉も38.5%の関税分の170円程度、乳雄や和牛の一部が連動して下がる。関税や調整金収入も消滅する下で、直接支払いによる補填も財源的にパンクする。米・加・EU・タイ等の競合国も黙ってはいない。

[牛肉]

和牛肉の半分（肉質2、3等級）、乳雄肉、豪州産チルド牛肉の価格は、ある価格差を伴って、かなりパラレルに変動している。このことから、38.5%の関税がなくなった場合には、豪州産チルド牛肉は170円程度下落する見込みなので、まず、乳雄肉も170円程度下落する可能性がある。いま800円台の乳雄肉が600円台に下がることになり、国内生産の6割を占める乳用種肥育経営の再生産可能水準の800円を割り込む。和牛にも、肉質2、3等級を中心に、それなりの価格低下が生じる可能性がある。農林水産省は、国産乳雄生産のほとんどと和牛生産の三分の一程度が消滅すると見込んでいる。

豪州の牛肉生産量は日本の35万トン強の約4倍、150万トンあり、輸出量は95万トン（うち日本向け約40万トン）で、それは現在の日本の消費量80万トンより多い。一戸当たり経営規模は、1,376頭（日本は30頭）である。

日本の牛肉輸入の主要国は、豪州90%、NZ7%（2005年）である。米国のBSE発生前は、米国52%、豪州44%、NZ2%（2003

年）。米国が豪州並みの扱いを求めてくるであろう。

[乳製品]

20円/kg前後の乳価で生産された豪州乳製品と、関税ゼロで国産の加工向け生乳が競争することは不可能なので、国産の加工仕向けは成立しない。飲用向け生乳に、生クリーム用途のうち生乳であることが要求される部分を加えても、国産に対する需要は500万トン程度しかなくなる。総国内消費は生乳換算で1,200万トン程度なので、価格低下による需要の増加を見込まない場合には、差額700万トンが豪州からの輸入に頼ることになる。EUやNZの関税が200%、300%のままであるから、すべての輸入は豪州からになり、過去の実績からしても豪州にその余力はある。一戸当たり経営規模は、205頭（日本は北海道48頭、都府県25頭）である。

日本のナチュラル・チーズ輸入の主要国は、豪州38%、EU31%、NZ23%（2005年）である。EU、NZが豪州並みの扱いを求めてくるであろう。

[コメ]

豪州産米は中粒種で品質もよいので国産との競合度は高い。CIF価格は3,600円程度なので、関税ゼロで、国産米が豪州産米と競争することは不可能。米価の大幅な下落が生じ、甚大な影響が出る。ゲタで補填するにも財源がパンクする。ただし、豪州のコメ生産量は過去最大でも130万トン程度（玄米換算）で、日本の総消費は約900万トンであるから、影響の大きさは、どれだけ増産できるかに依存する。一戸当たり経営規模は、67ha（日本は0.8ha）である。

日本のコメ輸入の主要国は、米国32万トン、タイ14万トン、中国9.2万トン、豪州7.3万トン（2004年）である。米国、タイ、中国が豪州並みの扱いを求めてくるであろう。

[小麦]

価格は大幅に安く、品質は上であるから、国産小麦90万トン弱はほぼ壊滅する。現在、米国、カナダから輸入している分を含めて、日本の小麦消費量600万トン強のほとんどを供給するだけの生産（2,500万トン）、輸出力（1,600万トン）を有している。一戸当たり経営規模は、697ha（日本は24ha）である。

日本の小麦輸入の主要国は、米国55%、カナダ25%、豪州20%（2005年）である。米国、

カナダが豪州並みの扱いを求めてくるであろう。

[砂糖]

砂糖に品質差はないから、豪州産の粗糖、精製糖のみから関税と調整金が外されれば、てんさい糖で2.6倍、かんしゃ糖で8.4倍ある内外価格差の下で、砂糖輸入のすべてが豪州産になり、北海道や沖縄の国産糖は壊滅する。

日本の砂糖消費は約200万トンで、国産は約90万トン。豪州の生産は500万トン強、輸出

表2 日豪EPAによる国内生産の減少額の推計（農林水産省等による試算）

	生産減少額	備 考	追加的な補填必要額
小 麦	▲1,200億円	(▲99%)	1,000億円(品目横断的経営安定対策の財源不足)
砂 糖	▲1,300億円	(▲100%) (てんさい糖・甘しゃ糖計)	630億円(調整金収入の減少) 670億円(てんさい、さとうきび対策の財源不足)
乳製品	▲2,900億円	(▲44%)(生乳)	900億円(加工原料乳価補填)
牛 肉	▲2,500億円	(▲56%)	300億円(肉牛経営の損失補填) 800億円(牛肉関税財源の減少)
コメその他	▲6,000億円		
計	▲14,000億円		計4,300億円
関連産業・地域経済の損失	▲16,000億円		
計	▲3兆円		
自給率	40%→30%		

注：小麦、砂糖、乳製品、牛肉については農林水産省。それ以外は自民党による。また、4,300億円の内訳は、日本農業新聞2006.11.18によるもので、農水省の公表値ではない。

表3 日豪EPAが北海道経済に与える損失（億円、北海道庁による試算）

品 目	項 目	損失額
肉 牛	生 産	422
	屠 畜 場	34
	そ の 他	529
酪 農	生 産	2,369
	乳業工場	3,176
	そ の 他	3,112
小 麦	生 産	852
	製粉工場	179
	そ の 他	508
てんさい	生 産	813
	製糖工場	1,025
	そ の 他	697
合 計		13,716

注：その他の影響には、運輸業やサービス、商業、金融、ガス、通信、建設等を含む。

資料：日本農業新聞2006.11.29 から転載。

400万トン強であるから、日本の需要をすべて豪州でまかなえる。さとうきびの経営規模は、農民一人当たり42.3ha（日本は一戸当たり0.8ha、てんさいは6.6ha）である。

日本の砂糖輸入の主要国は、タイ43%、豪州29%、南アフリカ16%（2005年）である。タイが豪州並みの扱いを求めてくるであろう。

これらをまとめた農林水産省等の試算結果は、表2のとおりである。北海道庁も北海道についての独自の試算を公表しており（表3）、これらは、地域経済を含めた影響の甚大さを如実に物語っている。ただし、これでもまだ過少推計の可能性がある。なぜなら、豪州と競合する輸出国が日本に対して同様の待遇を求めてきて、それに何らかの対応をした場合、影響は、豪州からの輸入増だけではすまないからである。

なお、重要品目の中で、酪農関連の損失が最大と見込まれている。農林水産省によれば、国内生乳生産の44%が失われ、その損失額は2,900億円、北海道庁によれば、乳業や地域への波及的な影響も考慮すると、北海道における酪農関連の損失額は、実に8,657億円にも及ぶと試算されている。ここで、留意いただきたいのは、北海道の酪農家は、このような損失を回避するために、都府県への飲用向け販売に活路を見出さねばならなくなるから、実際には、このような大きな損失が北海道に発生するのではなく、都府県の酪農地帯で発生することになるであろう、ということである。

5. 日本に農業はいらないか

豪州との間で自由化を徹底することと日本農業不要論はほぼ同義である。いまこそ、日本に農業がいらないかどうか、国民的議論が必要である。

日本農業・関連産業への打撃が大きく、農

家や関連産業従事者が困るから日豪EPAが問題だというだけでは、国民に対して十分な説得力を持たない。食料が安くなれば消費者の利益が大きいからいいではないかという反論が返ってくるだろう。そこで、我々は、すでに食料の海外依存度60%の市場開放国が、最後に残された基幹作物の国内生産の大半を失うことの社会的コストの大きさを忘れてはならないことを、国民全体の問題として、理解してもらわねばならない。

① 日本農業が非難されるのは誤解

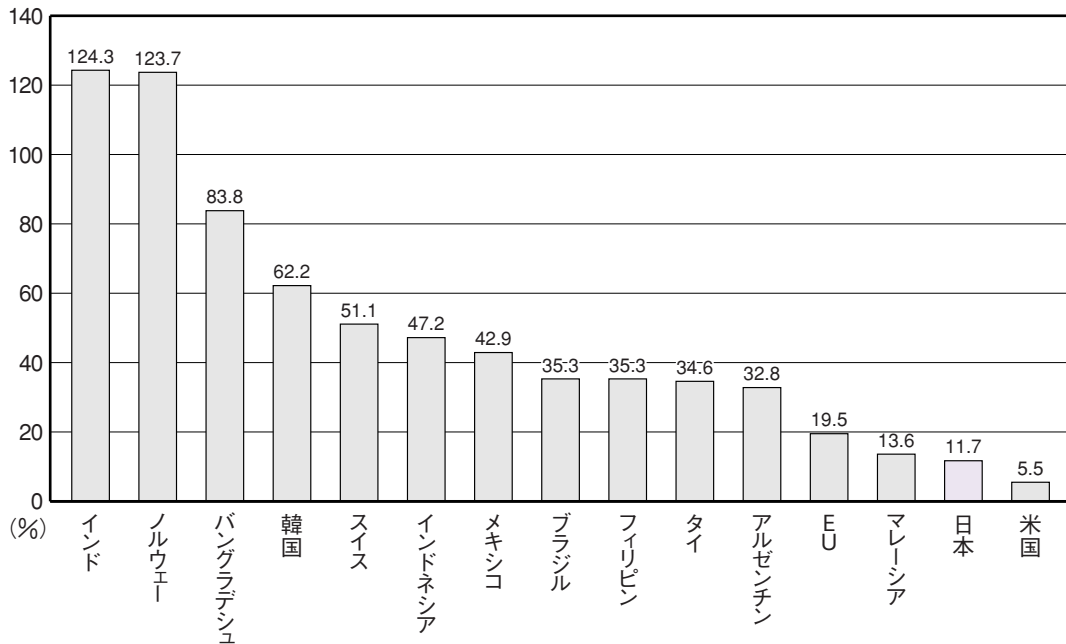
我が国は高い国境の防波堤と国内での手厚い価格支持政策に支えられた農業保護大国であると内外から批判されがちだが、国境の防波堤が高いというのも、手厚い価格支持政策に依存しているというのも、いずれも間違いである。

我が国の農産物の平均関税率は12%であり、農産物輸出国である欧州連合（EU）の20%、タイの35%、アルゼンチンの33%よりも低い（図1）。品目数で農産物全体の一割程度を占める最重要品目を除くと、野菜の3%に象徴されるように、他の農産物関税は相当低く、いわば、コメ・乳製品・肉類等、わずかに残されたものを守ろうとしているだけのけなげな姿なのである。

国内保護政策についても、コメや酪農の政府価格を世界に先んじて廃止したから、我が国の国内保護額は絶対額で見てもEUや米国よりはるかに小さく、農業生産額に占める割合で見ても米国と同水準である（表4）（しかも、米国は酪農の保護額を実際の4割しか申告せずに、表に出ない保護を温存している）。

消費者の求める品質・安全性に応えるべく国内生産者が努力した結果である「国産プレミアム」が、国際的な保護指標では、「非関税障壁」による内外価格差として算入され、国内外で誤用されているため、保護により内

図1 主要国の農産物平均関税率



出所：OECD「Post-Uruguay Round Tariff Regimes」(1999)

- 注：① タリフライン毎の関税率を用いてUR実施期間終了時（2000年）の平均関税率（貿易量を加味していない単純平均）を算出
 ② 関税割当設定品目は枠外税率を適用。この場合、従量税については、各国がWTOに報告している1996年における各品目の輸入価格を用いて、従価税に換算。
 ③ 日本のコメのように、1996年において輸入実績がない品目については、平均関税率の算出に含まれていない。

表4 日米欧の国内保護比較

	削減対象の国内保護総額	農業生産額に対する割合
日本	6,418 億円	7%
米国	17,516 億円	7%
EU	40,428 億円	12%

資料：農林水産省HP

外価格差が生じているとの誤解を生み出している。例えば、スーパーで大分産のねぎ一束（3本）が158円、中国産が100円で並べて販売されている場合、これを、大分産の158円のねぎに対して中国産ねぎが58円安いとき、日本の消費者はどちらを買っても同等と判断していると解釈すると、この58円が大分産ねぎの「国産プレミアム」といえる。これは努力の結果で保護の結果ではない。

最終的に、我が国の市場開放度の高さは、食料カロリーの海外依存度が60%という事実が端的に物語っている。

② 自給率30%になったら独立国家といえるだろうか？

日豪EPAによるコメ、麦、砂糖、乳製品、牛肉等の関税撤廃で、食料の海外依存度は70%まで上昇するとの試算もあるが、30%というような食料自給率の水準は、国家としての危機管理上、重大なリスクだということは、多くの国民に共有できる認識ではなかろうか。しかも、自給率はずっと下がる可能性もある。なぜなら、先述のように、豪州と競合する輸出国が日本に対して同様の待遇を求めてきて、それに何らかの対応をした場合、影響は、豪州からの輸入増だけではすまないか

らである。結局、豪州に関税撤廃を行うことは、世界全体に対して関税撤廃していく道筋に乗ることを意味する。つまり、それは、農産物貿易自由化の工程表を示すべしとする経済財政諮問会議のワーキング・グループ会合で農林水産省が提出した試算のように、世界に対する全面的な国境措置の撤廃により自給率は12%になるという状況に近づいていくことである（現在、官邸周辺で進行中の議論の事の重大性も改めて認識していただきたい）。

30%、さらにはそれを下回るような自給率は、他の欧米先進国ではとうてい許容できない水準であることはまちがいない。たとえば、アメリカのブッシュ大統領は、近年、アメリカの農家向けの演説で、食料自給率と国家安全保障の関係について、しばしば言及している。まず、Australian Financial Review誌によると、2001年1月に、「食料自給は国家安全保障の問題であり、それが常に保証されているアメリカは有り難い」(It's a national security interest to be self-sufficient in food. It's a luxury that you've always taken for granted here in this country.)、7月には、FFA (Future Farmers of America) 会員に対して、「食料自給できない国を想像できるか、それは国際的圧力と危険にさらされている国だ」(Can you imagine a country that was unable to grow enough food to feed the people? It would be a nation that would be subject to international pressure. It would be a nation at risk)、さらには、2002年初めには、National Cattlemen's Beef Association会員に対して、「食料自給は国家安全保障の問題であり、アメリカ国民の健康を確保するために輸入食肉に頼らなくてよいのは何と有り難いことか」(It's in our national security interests that we be able to feed ourselves. Thank good-

ness, we don't have to rely on somebody else's meat to make sure our people are healthy and well-fed.) といった具合である。まるで日本を皮肉っているような内容である。

また、特に、欧米で我が国のコメに匹敵する基礎食料の供給部門といわれる酪農については、「欧米で酪農への保護が手厚い第一の理由は、ナショナル・セキュリティ、つまり、牛乳を海外に依存したくないということだ。」(コーネル大学K教授)、「生乳の腐敗性と消費者への秩序ある販売の必要性から、米国政府は酪農を、ほとんど電気やガスのような公益事業として扱ってきており、外国によってその秩序が崩されるのを望まない。」(フロリダ大学K教授) といった見解にも示されているように、国民、特に若年層に不可欠な牛乳の供給が不足することは国家として許されない姿勢がみられる。したがって、米豪FTAにおいても、低関税枠は設けたが、関税撤廃品目から乳製品は除外された。我が国の牛乳・乳製品の自給率は、現状でもすでに70%を割り込んでいるが、これは欧米諸国の人々の感覚では、とうてい許容できないほど低い水準と思われる。

米国では、酪農が公益事業と称される一方で、かたや、我が国では、医療と農業が、規制緩和を推進する人々の現在の「標的」となっており、医療については、すでに、農村部の医療の「担い手」不足の深刻化等、医療の崩壊現象が日本社会に重大な問題を提起し始めている。医療と農業には、人々の健康と生命に直結する公益性の高さに共通性があり、そうした財の供給が滞りリスクの大きさがないがしろにされつつある。

さらには、米国をはじめ各国が、エネルギー自給率の向上がナショナル・セキュリティに不可欠だとの認識を強めているという現実

は、「いわんや食料自給率においてをや」（まして食料自給率については言うまでもない）といえるであろう。我が国は、エネルギー自給率、食料自給率の両面で、すでに各国に大きく離された低水準にあることを、改めて認識する必要があるだろう。

また、アジア全体での食料安全保障という議論には二つの異なる視点があるので、注意が必要である。ひとつは、日本でコメを作らなくても中国で作ればよいという視点であるが、もう一つは、各国が一定の自給率を確保した上で、備蓄等で調整するという内容である。EU（欧州連合）も、あれだけの域内統合を進めながらも、まず各国での一定の自給

率の維持を重視している点に留意すべきである。日豪EPAについても、EPAを結んだから、日本で食料生産しなくても、豪州が安定供給してくれる、というような楽観的な考え方は間違っている。食料の輸出規制条項を削除したとしても、食料は自国を優先するのが当然であるから、不測の事態における日本への優先的な供給を約束したとしても、実質的な効力を持たないであろう。

③ 国民の健康への不安

次に、農業の縮小は健全な国土環境と国民の健康にかかわる国民全体の問題だということ認識する必要があるだろう。窒素負荷を例にして、極端な事態を想定すればわかりやすい。

表5 我が国の食料に関連する窒素需給の変遷

			1982	1997
日本のフードシステムへの窒素流入	輸入食・飼料	千トン	847	1,212
	国内生産食・飼料	千トン	633	510
	流入計	千トン	1,480	1,722
日本のフードシステムからの窒素流出	輸出	千トン	27	9
	輸入食・飼料	千トン	10	33
日本の環境への窒素供給	国内生産食・飼料	千トン	40	41
	食生活	千トン	579	643
	加工業	千トン	130	154
	畜産業	千トン	712	802
	穀類保管	千トン	3	3
	小計	千トン	1,474	1,676
	化学肥料	千トン	683	494
	作物残さ	千トン	226	209
	窒素供給計（A）	千トン	2,383	2,379
	日本農地の窒素の適正受入限界量	農地面積	千ha	5,426
ha当たり受入限界		kg/ha	250	250
総受入限界量（B）		千トン	1,356.5	1,237.3
窒素総供給／農地受入限界比率	A／B	%	175.7	192.3

資料：織田健次郎「我が国の食料供給システムにおける1980年代以降の窒素取支の変遷」農業環境技術研究所『農業環境研究成果情報』、2004年に基づき、筆者作成。鈴木宣弘『食料の海外依存と環境負荷と循環農業』筑波書房、2005年参照。

表6 世界保健機関の一日当たり許容摂取量（ADI）に対する日本人の年齢別窒素摂取量

	1～6歳 体重15.9kg	7～14歳 体重37.1kg	15～19歳 体重56.3kg	20～64歳 体重58.7kg	65歳以上 体重53.2kg
摂取量（mg）	129	220	239	289	253
対ADI比（%）	218.5	160.1	114.8	133.1	128.4

注：硝酸態窒素のADI=3.7mg/日/kg体重（硝酸イオンとして）
出所：農林水産省HP。

食料貿易の自由化が徹底され、日本から農地が消え、すべての食料は海外から運ばれてくる。農地の一部は原野に戻るかもしれないが、農業を離れた人々が他産業に従事するから、多くの土地が他産業に使用され、日本は製造業とサービス業の国になる。

そうすると、海外から食料として入ってくる窒素と国内の産業活動から排出される窒素を、最終的に受け入れる農地や自然環境が少ないため、窒素需給は大きな供給超過になる。

今でも、農地で循環可能な量の二倍近い食料由来窒素が環境に排出され（表5のA/Bの値）、世界保健機関の基準値を大きく上回る窒素摂取が日本で進んでいる（表6）。こういう中で、ブルーベビー症（乳児が重度の酸欠状態になる症状）、消化器系がん、糖尿病、アトピーとの因果関係が不安視され、酸性雨、地球温暖化の原因にもなっている。日豪EPAは、この事態をさらに悪化させるのである。また、そもそも、いくら経済的に豊かになっても、田園も牧場もない殺伐とした社会に人が暮らせるであろうか。

つまり、農の営みは健全な国土環境と国民の健康を守る大きなミッション（社会的使命）を有しているのであり、農業関係者も産業界も国民も改めてこの点を再認識する必要がある。

一部の人々の目先の利益のみで国が動かされてしまっただけでは、将来に取り返しのつかない禍根を残す危険がある。

6. 重要品目への柔軟な対応の正当性

重要品目への柔軟な対応は、経済学的視点からも正当性が認められる。

① 域外国の損失の緩和

EPAは特定国家間のみ有利な条件を与える差別的な経済統合であるから、貿易転換効果（効率的な域外国からの輸入が非効率な域

内国からの輸入に取って代わる）によって、排除された域外国が損失を被り、世界の経済厚生を低下させる可能性がある。例えば、NAFTA（北米自由貿易協定）が域内貿易比率を高めたことがしばしば肯定的に紹介されているが、それは、取りも直さず日本等の域外国が閉め出されたというEPAの弊害に他ならない。

表7には、仮に、日タイEPAまたは日韓EPAが実施され、ゼロ関税となった場合に、近隣の主要な域外国が受ける損失額がGTAPモデル（EPAの効果試算に最もよく使われる一般均衡モデル）で試算されているが、その隣の欄には、高関税のセンシティブ品目を除外したEPAの方が、全品目をゼロ関税とした場合よりも、域外国の経済厚生への損失が小さくなることが示されている。高関税品目を特定の相手だけにゼロ関税にすると、貿易転換効果の弊害が最大化されるのである。つまり、EPAの差別性の弊害を抑制するため、できる限り多くの品目をEPAに含めるべきとするのがGATT24条だが、実は、それを忠実に実施したEPAの方が、逆に貿易転換効果の弊害を増幅させるという自己矛盾を抱えている。

② 高関税の農産物を除外した方が日本全体の利益は高まる

さらに、表7の試算結果で、日タイおよび日韓EPAにおいて高関税のセンシティブ農産物を含めない方が日本の経済厚生への増加は大きいことに注目されたい。高関税の農産物を最低限の開放にとどめることは農家のエゴではなく、日本国全体の「国益」に合致していることを示している。これは、貿易転換効果の帰結の可能性であるとともに、世界的にも高関税と輸出補助金によって国際価格が非常に低く歪曲されている農産物貿易では、保護撤廃による国際価格の上昇は大きいため、国際価格の上昇により、関税収入の喪失と生産

表7 日タイ、日韓EPAによる各国の得失とセンシティブ品目除外効果（百万ドル）

	日タイEPA		日韓EPA	
	例外品目なし	センシティブ品目除外	例外品目なし	センシティブ品目除外
日本	373	1,034	750	1,260
タイ	2,493	1,213	-113	-105
韓国	-232	-189	2,021	1,578
中国	-334	-231	-306	-278
香港	-96	-51	-12	-7
台湾	-216	-194	-112	-106
インドネシア	-99	-75	-76	-69
マレーシア	-175	-140	-77	-76
フィリピン	-51	-47	-30	-29
シンガポール	-234	-196	-52	-53
ベトナム	-10	-17	-18	-16
オセアニア	-49	-70	-130	-119
南アジア	-50	-37	-18	-15
カナダ	-9	13	-13	-6
アメリカ	-643	-528	-588	-575
メキシコ	0	11	11	15
中南米	-27	-58	-127	-115
ヨーロッパ	-681	-446	-287	-270
その他	-116	-131	-338	-323

資料：鈴木（2005）、試算は第9章川崎稿。

注：センシティブ品目は、日タイではコメ、砂糖、鶏肉。日韓ではコメ、生乳、乳製品、豚肉。デンプンはデータ制約により含まれていない。

者の損失の合計が消費者の利益を上回り、国全体の経済厚生が悪化する可能性があるからである。

以上のように、高関税の農産物を除外ないし最低限の開放（相手国向け低関税枠＝輸入機会の設定等）にとどめることは、域外国及び世界全体の経済厚生を緩和し、しかも、日本全体の「国益」にも合致する可能性がある。

7. 豪州のかたくなさ

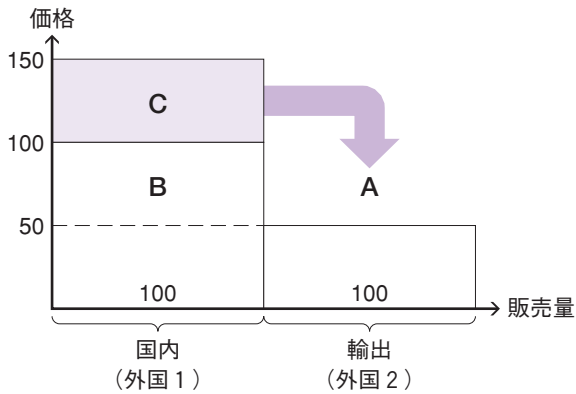
表面的な柔らかい態度に隠された豪州の様々な面でのかたくなな対応には警戒が必要である。それは、

① 先述のとおり、同国がこれまで締結したEPAでは、原則すべて関税撤廃を貫いてき

たこと、

- ② 実現可能性を検討した共同研究会報告書で、意見の一致が見られなかった点について、日本側がこう主張した、という事実の記述の一部（例えば、センシティブ品目名の列挙）さえ拒んだという過去に例のない、かたくなな対応が見られたこと、
- ③ 世界で最も競争力があり、農業保護が少ないといわれる豪州であるが、実は、隠れた輸出補助金で輸出を促進しており、しかも、他の国々には保護削減を厳しく求める一方で、自らの補助金についてはデータの提供さえ拒否して、WTOでの2013年までの撤廃対象の輸出補助金に組み入れられることに徹底抗戦している（図2参照）、等である。

図2 様々な輸出補助金の形態と輸出補助金相当額（ESE）



A = 撤廃対象の「通常の」輸出補助金（政府＝納税者負担）
 A+B = 米国の穀物、大豆、綿花（全販売への直接支払い）
 B+C = E Uの砂糖（国内販売のみへの直接支払い）
 C = カナダの乳製品、豪州の小麦、NZの乳製品等
 （国内販売または一部輸出の価格つり上げ、消費者負担）
 いずれも輸出補助金相当額（ESE）＝5,000。

資料：鈴木宣弘作成。

これらを総合すると、自己に都合のよい理由を並べて、結局は、強硬に自由化を迫ることは間違いなく、日本のコメ、麦、砂糖、乳製品、牛肉等の重要品目のすべてを柔軟な対応で凌ぐことは非常に困難な交渉を乗り切らねばならないことになろう。

なお、いま豪州がアジアで重視している国は、日本でなく中国であるという指摘があるが、これは確かに実感であり、よく認識しておく必要がある。2006年12月に、筆者は豪州でランダムに15人の人に、「豪州経済の持続的発展にとって最も重要なアジアの国はどこか」というアンケートを対面で実施したが、日本人の筆者が立ち会っているにもかかわらず、13人が中国に○をした。単独で日本と回答したのは、わずかに1人であった。EPAを締結すれば、鉄や石炭を優先的に日本に回してくれるというのは甘い見通しと言わざるを得ない。

8. 冷静にギリギリの現実的妥協点を探る

日豪両国にとって友好関係の維持・強化が不可欠であり、そのためのEPAがそれに逆行することになっては両国に得るものはない。バランスのとれた現実的妥協点を探らねばならない。そのためには、双方の利益をバランスさせるための何らかの取引条件を見出すこ

とも求められる。豪州にも冷静な対応を期待したい。

我が国としては、一部の人々の短期的な利益のために、国民の将来が危機にさらされるような愚を避けねばならない。農業と関連産業のエゴで反対しているわけではないことを、経済界や消費者の皆さんも含めて、国民全体に理解してもらうことが、バランスのとれた適切な方向を見出すために不可欠である。

最後に、もう一度、確認しておこう。貿易自由化を含めて、規制緩和さえすれば、すべてがうまくいくというのは幻想である。とりわけ、食料生産についても、貿易自由化で競争にさらされれば、強い農業が育ち、食料自給率も向上するというのは、あまりに楽観的ではなからうか。土地賦存条件に依存する食料生産には、努力では埋められない格差が残る。日本の農家一戸当たり耕地面積が1.8haなのに対して豪州のそれは3,385haで、実に約2,000倍であることの意味を考えていただきたい。

このような努力で埋められない格差を考慮せずに、規制緩和がすべてを解決するという発想で貿易自由化を進めていけば、競争力が備わり、自給率が向上する前に、国内の食料生産が壊滅的な打撃を受け、自給率は限りな

くゼロに近づいていくであろう。これは、海外依存度が90%前後に高まった麦や大豆の歴史を見ても、容易に想像できることであろう。

それならば、関税でなく、直接支払いで補填すればよく、そのほうが経済厚生へのロスが小さいから、そうすべきだとの見解があるが、概算でも直接支払いに必要な費用は毎年数兆円規模になる可能性が高く、そのような財源を現状の日本の財政事情が許すとは思えないし、また、国民にも負担感が大きすぎるであろうから、これもまた空論に近い。

十分な補填財源の見通しもないまま、関税撤廃を強行していけば、一部の製造業等は当面の利益をさらに拡大できるであろうが、その一方で、現状でも世界的にも極端に低い40%の我が国のカロリーベースの食料自給率がさらに30%、20%、10%へと低下していき、もはや独立国家としてのナショナル・セキュリティを維持できないようなことになりかねない。国民はこれを許容できるであろうか。

食料貿易の自由化は、産業界の利益や安い農産物で消費者が得る利益だけではなく、土地賦存条件の格差は埋められないという認識を踏まえ、極端な食料自給率の低下によるナショナル・セキュリティの問題、窒素過剰による国土環境や人々の健康への悪影響等を総合的に勘案して、バランスのとれた適切かつ現実的な水準を検討すべき問題であろう^(注1)。

なお、農家の皆さんは、このような流れに直面して、大変なことになるだろうからと、けっして意気消沈したり、悲観的にならないでほしい。某省は、北海道の農業者に、「7年後には関税が撤廃される約束になっている」といったたぐいの、農家を意気消沈させ、離農を促進するよううわさを流す情報操作を行っているとも聞く。それに耳を傾けてはならない。大変なことにならないよう、明るい未来を見出すために、議論していることを

忘れないでほしい。

注

注1 付表1は、このことを端的に問いかけている。日本、韓国、中国、米国の4カ国でコメのみの市場を考えた極めてシンプルな例示的なモデルによる試算であるが、WTOによるコメ貿易自由化により、生産者の損失と政府収入の減少の合計は1.1兆円にのぼるが、消費者の利益が2.1兆円にのぼるため、日本トータルでは、1兆円の「純利益」があるというのが、狭義の（外部効果を考慮しない）経済指標の変化で、これが、経済財政諮問会議等の自由化推進の一つの根拠である。

しかしながら、同時に、付表1は、わずか数%というようなコメ自給率の大幅な低下、それに伴うバーチャル・ウォーターの22倍の増加、水田の減少による窒素過剰率の1.9倍から2.7倍への大幅増加、フード・マイレージの10倍の増加による環境負荷・健康リスクの高まり、といったマイナス面も多くなることを数値で示している。

日本についてのバーチャル・ウォーターとは、輸入されたコメをかりに日本で作ったとしたら、どれだけの水が必要かという仮想的な水必要量の試算である。つまり、コメ輸入の増加は、それだけ輸出国の水需給を逼迫させることを意味する。

フード・マイレージとは、輸入相手国別の食料輸入量に、当該国から輸入国までの輸送距離を乗じ、その国別の数値を累計して求められるもので、単位はt・km（トン・キロメートル）で表わされ、遠距離輸送に伴う消費エネルギー量増加による環境負荷増大の指標となる。

食料自給率の低下、及びそれに付随するこれらの外部効果指標は、付表1のような技術指標としての数値化は可能だが、それを簡単に金額換算して、狭義の経済性指標の純利益の1兆円と、単純に比較できるものではない。しかし、だからといって、狭義の1兆円の利益よりも軽視されていいというものではない。社会全体で十分に議論し、様々な人々の価値判断も考慮し、適切なウエイトを用いて、総合的な判断を行うべきものであろう。

また、これらはいずれも、現行のWTOルールには反映されていない指標である。現行のWTOでは、狭義の経済性指標のみに基づき、継続的に一律的な関税削減を行う道筋になっており、このままでは、仮に、その速度を緩めることができても、やがて関税がゼロになる流れの途上にあることを重く受け止めなくてはならない。一律的な保護削減ルールの適用は、資源賦存条件の不利な地域の農業が壊滅することを容認するものである。それ

付表1 コメ関税撤廃の経済厚生・自給率・環境指標への影響試算（補填システムがない場合）

	変数	単位	現状	日韓FTA	日韓中FTA	WTO
日 本	消費者利益の変化	億円		1523.6	21080.6	21153.8
	生産者利益の変化	億円		-1402.0	-10200.4	-10201.6
	政府収入の変化	億円		-988.3	-988.3	-988.3
	総利益の変化	億円		-866.7	9891.8	9963.9
	コメ自給率	%	95.4	88.6	1.7	1.4
	バーチャル・ウォーター	立方km	1.5	3.8	33.2	33.3
	農地の窒素受入限界量	千トン	1237.3	1207.5	827.2	825.8
	環境への食料由来窒素供給量	千トン	2379.0	2366.0	2199.4	2198.8
	窒素総供給／農地受入限界比率	%	192.3	195.9	265.9	266.3
世界計	フード・マイルージ	ポイント	457.1	207.6	3175.9	4790.6

資料：鈴木宣弘『WTO・FTAの潮流と農業—新たな構図を展望』、2007年。

は、米国や豪州といった人口密度の低い大規模畑作地帯に有利な一方、アジアのように人口密度が高く一戸あたり耕地面積が零細な稲作地帯の農業の存続を困難にし、食料自給率の低下を招いていくであろう。

ナショナル・セキュリティの問題を含め、各国の多様な農業が存続する価値を再認識し、多面的な指標に基づいて、世界的な食料貿易自由化や農業保護削減の無制限な推進を今一度再検討し、総合的な判断基準を導入することを世界に働きかけていく努力をあきらめてはならないと思われる。

II JA共済への影響

ここでは、日豪EPAによる農業生産及び関連産業・地域経済への大きな損失額が、JA共済に与える影響を都道府県別に試算する。試算の論理は、品目別の損失額が農業所得を減少させ、関連産業・地域経済の損失額が農外所得を減少させ、全体としての農家総所得の減少がJA共済金額に影響する大きさを推定するというものである。

1. 品目別の損失額の考え方

まず、先に見た全国ベースの品目別の影響の試算、北海道の試算に加え、県独自の影響試算を行っている県のうち、詳細な資料が入手できた鹿児島県、茨城県を含めて、詳細な

データを吟味した。北海道、鹿児島県、茨城県の資料の詳細は、参考資料1、2、3として添付した。

[牛肉]

農林水産省は、肉質が競合する国産乳雄生産の全量と和牛生産の三分の一が消滅すると見込んでいる。各県の推計も、これに準じている。ただし、県別の統計で、乳雄と和牛を仕分けするのが簡単ではないため、茨城県のように、乳雄と和牛の比率を半々とした上で試算している場合もある。そこで、北海道と鹿児島県以外の県については、農林水産省の推定で、全体では、56%の牛肉生産額が減少するという試算を適用した。

[乳製品]

基本的には、国産の加工仕向けのほぼ全量が失われるというのが前提であり、農林水産省によれば、国内生乳生産額の44%が失われるとしている。短期的には、加工向けの大部分を担う北海道に最大の損失が生じるが、留意いただきたいのは、北海道の酪農家は、このような損失を回避するために、都府県への飲用向け販売に活路を見出さねばならなくなるから、実際には、このような大きな損失が北海道に発生するのではなく、都府県の酪農地帯で発生する可能性があるということであ

る。

したがって、都道府県別の影響額は、北海道から都府県への飲用向けの流入を見込むかどうかで異なってくる。鹿児島県も茨城県も、独自に、これを見込んだ推計を行っている。茨城県の場合は、酪農生産の全額が消滅すると推定している。

統一的に、この影響を県別に見込むのは困難なため、基本的には、牛肉と同様に、北海道と鹿児島県以外の県については、農林水産省の推定で、全体では、44%の牛乳生産額が減少するという試算を適用した。

[コメ]

豪州産米は中粒種で品質もよく、CIF価格は3,600円程度であるが、豪州のコメ生産量は過去最大でも130万トン程度（玄米換算）で、日本の総消費は約900万トンであるから、影響の大きさは、どれだけ増産できるかに依存する。

コメについては、茨城県が、現在の14,000円程度の市場米価が1万円をやや下回る水準に下がる可能性があるとして、コメ生産額の三分の一が失われるとの前提を置いている。この前提は、実感として、妥当なものだと思われるので、この前提を採用することとした。

[小麦]

都道府県別の小麦生産額のすべてを損失額とした。

[砂糖]

北海道、鹿児島県、沖縄県のビート・さとうきび生産額のすべてを損失額とした。

2. 農業生産額の減少と農業所得との関係

生産農業所得統計の都道府県別・品目別の農業粗生産額の数値に、上記の品目別の農業生産額の減少についての上記の前提を適用すると、日豪EPAによって、都道府県別の農業粗生産額がどう変化するかが求められる。

一方、生産農業所得率の数値を用いて、農業粗生産額に占めるコスト部分の額を試算できるので、日豪EPAによって減少した農業粗生産額から、このコスト部分を差し引くと、新たな生産農業所得が計算できる。

J A 共済総研でまとめている農業所得と、生産農業所得とは統計が違うので、この二つをリンクするため、日豪EPAによる生産農業所得の減少率を、J A 共済総研でまとめている農業所得に乗じて、農業所得の減少額を求める。

3. 波及効果の考え方

[関連産業・地域経済の損失額]

特に、酪農や砂糖原料作物については、乳業工場や製糖工場の産出額が大きいので、関連産業を含めた場合、地域全体への影響額は、農業生産額の2～4倍程度の波及倍率を持つことが、従来の推計でも指摘されていた。

今回の全国、北海道、鹿児島県の波及倍率を計算すると、

	農業損失額	関連産業を含む総損失額	波及倍率
全 国	1.4兆円	3兆円	2.14
北 海 道	4,456億円	13,716億円	3.08
鹿児島県	558億円	1,727億円	3.09

そこで、北海道と鹿児島県については、それぞれの3倍程度の倍率を適用し、その他の都府県については、全国ベースの約2倍を適用し、農業所得の減少額に2.08、2.09、1.14、を乗じた額を、順に、北海道、鹿児島県、その他の県の農外所得の減少額とした。

4. 農家総所得とJ A 共済金額（生命総合共済の保有ベース）の関係

J A 共済総研が整理した別表のような都道府県別の農家所得関係の最新データと都道府県別のJ A 共済の金額データ、さらには、国

勢調査による都道府県別の年齢データを加えて、次のような関係式を推定した。なお、JA共済の金額データは、農家一戸当たりの、生命総合共済の保有契約の保障金額を用いた^(注1)。推定結果は次式のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{LOG (農家一戸当たり生命総合共済保有金額)} \\ = & 1.251 + 0.895 \times \text{LOG (農家総所得)} - 0.541 \\ & (1.09) \quad (4.02) \quad \quad \quad (-1.39) \\ & \times \text{LOG (65歳以上人口比率)} - 0.214 \times (\text{東北}) \\ & \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad (-3.64) \\ & + 0.098 \times (\text{中四国}) \\ & (1.84) \end{aligned}$$

決定係数=0.54
自由度修正済み決定係数=0.50

この式は、都道府県別の農家総所得と65歳以上人口比率の二つの変数で都道府県別の一戸当たり生命総合共済保有金額の差異の50%を説明できることを意味している。0.895は農家総所得が1%減少すると共済保有金額が0.895%減少することを意味する。-0.541は65歳以上人口比率が1%増加すると共済保有金額が0.541%減少することを意味する。また、東北各県は、同じ農家総所得と65歳以上人口比率であっても、共済保有金額が少ない傾向を、中四国各県はやや多い傾向を示すことが、後ろの2項に示されている。

この式の農家総所得の値から、日豪EPAによる農業所得の減少額と、それを基に試算した農外所得の減少額を差し引いて、日豪EPAによる減少後の農家総所得として、この式に代入すれば、日豪EPAによる減少後の一戸当たり生命総合共済保有金額が試算される。

5. 推定結果と含意

表8に示した試算結果は、生命総合共済保有金額については、変化率で掲示した。これ

は、農家総所得と65歳以上人口比率による推定式を利用しているため、比較に用いる都道府県別の現状の生命総合共済保有金額として、観測値ではなく、推定値を用いていることによる。

この結果をみると、日豪EPAの締結で、農産物が例外なく関税撤廃対象となり、追加的な支援策が採られなかった場合には、生命総合共済保有金額は、全国で18%の減少となり、特に、乳製品、砂糖、牛肉、麦等、最も関連品目の多い北海道の57%の減少を筆頭に、やはり、砂糖のウエイトの高い沖縄が50%、砂糖や牛肉のウエイトの高い鹿児島、宮崎が、約40%で続いている。全国的な18%の減少率も、非常に大きな影響といえるが、特に、地域別に影響度合いがかなり異なり、関連品目を中心に、農業のウエイトが高い道県の影響は深刻であり、農業依存度の低い都府県との格差が大きくなることが懸念される。

農業・農村に密着したJA・JA共済が、農業依存の少ない、いわば都市部でのウエイトを大幅に高めていく可能性が示唆されることを、どう考えるかという点も、今後のJA・JA共済のあり方を考える上での課題となろう。

食農協同組合としての将来方向を模索する単協は一定の割合で存在する。その射程は、食と農を結びつけることによって、消費地と生産地の融合融和による新たな生活者層の育成と、(複数の)地域と生活の安心と安全の確保を支援することにも及ぶ。JAが複数の顔を持ち続けてそのアイデンティティを確かなものとするためにも、農村部として存続できる地域のJAと都市部のJAとの連携をより強固にする必要があると考えられる。それが、国産農産物の購買機会を高め、農を含む新たな生活のシーンを提案し、農業・農村・そして農業に理解ある消費者層の維持の一助

表8 日豪EPAのJA共済への影響試算

	農業粗 生産額 (億円)	生産農業 所得率	生産費 用部分 (億円)	減少後 生産額 (億円)	減少後 所得 (億円)	残存所 得率	農業所得 減少額 (千円)	農外所得 減少額 (千円)	減少後農 家総所得 (千円)	JA共済 減少率 (%)
北海道	10,579	0.418	6,154	6,123	0	0	4,221	1,383	3,567	57.1
青森	2,402	0.516	1,163	2,203	1,040	0.472	523	596	5,402	15.5
岩手	2,587	0.410	1,526	2,132	606	0.284	541	617	5,896	14.8
宮城	1,870	0.436	1,055	1,418	363	0.256	566	645	7,114	13.1
秋田	2,208	0.487	1,132	1,679	547	0.326	816	930	5,956	20.6
山形	2,349	0.441	1,313	1,889	576	0.305	1,236	1,410	5,459	29.8
福島	2,640	0.438	1,483	2,125	642	0.302	734	837	5,794	19.3
茨城	4,194	0.484	2,163	3,630	1,467	0.404	901	1,028	6,349	21.1
栃木	2,786	0.459	1,508	2,145	637	0.297	1,106	1,261	6,662	23.8
群馬	2,210	0.407	1,311	1,896	585	0.309	1,125	1,282	4,471	32.0
埼玉	2,004	0.424	1,155	1,731	576	0.333	758	865	7,118	16.8
千葉	4,319	0.437	2,433	3,827	1,394	0.364	1,039	1,184	6,005	24.6
東京	280	0.375	175	273	98	0.358	595	678	8,273	12.0
神奈川	751	0.438	422	692	270	0.390	1,143	1,303	8,804	19.7
山梨	823	0.493	417	779	362	0.464	571	651	5,452	16.6
長野	2,425	0.408	1,435	2,125	690	0.325	640	730	5,359	18.4
新潟	3,281	0.473	1,729	2,472	743	0.300	832	948	6,707	19.0
富山	835	0.368	528	604	76	0.126	390	445	8,971	7.7
石川	684	0.363	436	520	84	0.161	505	576	8,082	10.6
福井	597	0.456	325	431	106	0.246	363	414	9,313	6.9
岐阜	1,239	0.409	732	1,048	316	0.301	487	555	7,214	11.4
静岡	2,582	0.426	1,481	2,414	933	0.387	1,141	1,301	5,983	26.4
愛知	3,259	0.407	1,932	2,955	1,023	0.346	1,060	1,209	7,305	21.5
三重	1,266	0.336	841	1,055	214	0.203	540	615	7,652	11.8
滋賀	704	0.294	497	492	0	0	249	284	9,284	4.9
京都	752	0.431	428	649	221	0.340	546	623	7,621	12.0
大阪	362	0.395	219	324	105	0.325	530	604	11,702	7.9
兵庫	1,649	0.322	1,118	1,330	212	0.160	431	491	5,765	12.4
奈良	546	0.445	303	478	175	0.366	559	637	7,878	11.9
和歌山	1,056	0.461	569	1,016	447	0.440	620	707	5,684	17.1
鳥取	703	0.347	459	600	141	0.234	423	482	6,474	11.0
島根	650	0.308	450	493	43	0.087	302	345	6,797	7.8
岡山	1,296	0.307	898	1,037	139	0.134	360	410	6,682	9.3
広島	1,065	0.350	692	883	191	0.216	268	306	6,219	7.6
山口	777	0.287	554	628	74	0.118	317	361	5,327	10.2
徳島	1,201	0.366	762	1,082	320	0.296	664	757	4,519	21.7
香川	862	0.327	580	747	167	0.223	423	482	7,053	10.3
愛媛	1,347	0.368	851	1,224	373	0.304	521	594	4,887	16.8
高知	1,019	0.399	612	950	338	0.355	1,063	1,212	4,058	32.9
福岡	2,313	0.364	1,472	1,968	496	0.252	686	782	6,700	16.3
佐賀	1,450	0.448	801	1,156	355	0.307	1,010	1,151	6,757	22.0
長崎	1,339	0.365	850	1,151	301	0.261	799	910	4,293	25.9
熊本	3,242	0.416	1,893	2,775	882	0.318	1,083	1,235	3,865	34.3
大分	1,427	0.379	886	1,181	295	0.250	543	619	4,426	18.8
宮崎	3,108	0.296	2,187	2,690	503	0.187	1,198	1,365	3,377	39.7
鹿児島	4,019	0.324	2,716	3,363	647	0.192	712	1,487	3,041	38.6
沖縄	931	0.467	496	594	98	0.165	769	1,608	2,080	49.5
全国	89,988		53,142	72,973	19,868					18.3

注：減少後の生産農業所得部分が若干のマイナス値になった2道県については、ゼロとした。

北海道については、農業所得減少額×2.08が農外所得を超えてしまうので、農外所得もゼロとした。

になるものとする。このことは、JA共済の基礎としても見逃せない取り組みであろう^(注2)。

以上

注

注1 生命総合共済の新契約保障金額を被説明変数としたモデルも推定したが、その結果は次のようであった。

$$\begin{aligned} & \text{LOG (農家一戸当たり生命総合共済新規契約金額)} \\ & = 2.485 + 0.579 \times \text{LOG (農家総所得)} - 1.551 \\ & \quad (1.60) \quad (1.92) \quad \quad \quad (-2.94) \\ & \quad \times \text{LOG (65歳以上人口比率)} \\ & \quad - 0.201 \times (\text{東北}) + 0.077 \times (\text{中四国}) \\ & \quad (-2.52) \quad \quad (1.08) \\ & \text{決定係数} = 0.46 \\ & \text{自由度修正済み決定係数} = 0.40 \end{aligned}$$

この結果は、生命総合共済の保障金額からみた新契約高の県別変動を、40%説明するものであり、本文中に示した保有契約の推定モデルよりも説明力が10ポイント落ちる。農家所得にかかる推定結果の係数のt検定結果が2以下であり、有意といえる確率が低い。このため、市場開放の影響を所得変動から解明しようとする本稿の分析では、このモデルを用いるにはやや難があると考えられ、全体の影響の推計には採用しなかった。

なお、新契約に関して農家所得が有意な結果とならなかったのは、ひとつには、准組合員の加入割合を考慮していないこと（県によっては員外の扱いも同様の影響を与える）、転換契約による新契約実績はその意思決定における所得水準への依存度が低くなること、新契約は農家全体が常に加入するわけではないこと、の3つを主な理由とするものと考えられる。

なお、本文で保有契約の推定モデルを用いたのは、所得変動が新契約に及ぼす影響はもちろんあるが、長期間にわたる契約の場合、所得変動により解除される契約の割合も多く、むしろ保有ベースの方がより実態に近いと判断したことも付け加えておく。

注2 この措置は、例えば、系統組織の地域分割といった圧力に抗するものにもなると考えられる。

別表1 農家経済関係表および指標

	農家戸数 (戸)	農家人口 (雇人を 含まず) (人)	農家総所得 (千円)	農業所得 (千円)	農外所得 (千円)	年金・被増 等の収入 (千円)	農 家 可処分所得 (千円)	家 族 家計費 (千円)	貯蓄性向 (%)	農 業 依存度 (%)
北海道	57,990	241,510	9,171	4,221	1,383	3,567	7,642	4,660	39.0	75.3
青 森	55,440	237,460	6,521	990	3,376	2,155	5,433	4,343	20.1	22.7
岩 手	70,870	316,690	7,054	756	3,878	2,420	5,953	4,597	22.8	16.3
宮 城	67,580	322,910	8,326	761	5,158	2,407	7,058	5,409	23.4	12.9
秋 田	66,270	287,210	7,702	1,210	4,393	2,099	6,628	5,189	21.7	21.6
山 形	52,670	248,900	8,105	1,779	3,764	2,562	6,889	5,636	18.2	32.1
福 島	85,350	412,450	7,365	1,052	3,998	2,315	6,268	5,364	14.4	20.8
茨 城	96,600	441,340	8,278	1,513	4,884	1,881	7,025	5,132	26.9	23.7
栃 木	60,490	283,440	9,030	1,574	5,575	1,881	7,147	5,836	18.3	22.0
群 馬	44,030	187,060	6,878	1,627	3,511	1,740	5,816	4,813	17.2	31.7
埼 玉	57,860	268,190	8,741	1,137	5,898	1,706	6,752	4,993	26.1	16.2
千 葉	69,450	308,220	8,228	1,634	4,847	1,747	6,691	5,050	24.5	25.2
東 京	8,070	35,700	9,546	927	7,613	1,006	6,530	5,742	12.1	10.9
神奈川	17,840	81,080	11,249	1,874	7,814	1,561	7,820	4,957	36.6	19.3
山 梨	24,410	100,120	6,674	1,066	3,036	2,572	5,819	4,777	17.9	26.0
長 野	81,220	334,890	6,729	948	3,212	2,569	5,751	4,846	15.7	22.8
新 潟	87,490	389,290	8,487	1,189	5,116	2,182	7,258	6,177	14.9	18.9
富 山	35,870	164,560	9,806	446	6,505	2,855	8,118	5,972	26.4	6.4
石 川	25,840	112,900	9,163	602	6,653	1,908	7,525	5,908	21.5	8.3
福 井	29,070	138,240	10,091	482	7,567	2,042	8,345	6,397	23.3	6.0
岐 阜	51,800	243,540	8,256	697	5,229	2,330	6,739	5,374	20.3	11.8
静 岡	51,340	238,750	8,425	1,860	4,602	1,963	6,853	5,094	25.7	28.8
愛 知	61,430	297,300	9,574	1,622	5,922	2,030	7,474	5,791	22.5	21.5
三 重	45,990	203,100	8,807	677	5,367	2,763	7,422	5,502	25.9	11.2
滋 賀	35,120	163,450	9,817	249	6,964	2,604	7,961	6,721	15.6	3.5
京 都	27,710	114,360	8,790	828	5,384	2,578	7,596	5,400	28.9	13.3
大 阪	13,670	62,130	12,836	785	9,784	2,267	9,559	6,293	34.2	7.4
兵 庫	73,930	316,660	6,687	513	3,768	2,406	5,582	4,852	13.1	12.0
奈 良	17,670	84,440	9,074	881	5,895	2,298	7,542	5,099	32.4	13.0
和歌山	26,880	109,840	7,011	1,108	3,518	2,385	5,939	4,648	21.7	24.0
鳥 取	27,200	122,760	7,378	552	4,597	2,229	6,179	5,283	14.5	10.7
島 根	32,120	134,180	7,444	331	4,799	2,314	6,281	5,106	18.7	6.5
岡 山	58,150	242,350	7,451	415	4,377	2,659	6,300	4,805	23.7	8.7
広 島	46,020	168,820	6,793	342	3,276	3,175	5,822	4,611	20.8	9.5
山 口	35,840	125,520	6,005	359	3,007	2,639	5,249	3,846	26.7	10.7
徳 島	27,040	117,170	5,940	943	2,479	2,518	4,988	4,332	13.2	27.6
香 川	34,560	143,970	7,959	545	4,420	2,994	6,697	5,767	13.9	11.0
愛 媛	40,690	161,920	6,002	749	3,198	2,055	5,015	4,287	14.5	19.0
高 知	23,230	94,630	6,334	1,650	2,861	1,823	5,276	4,394	16.7	36.6
福 岡	59,530	260,460	8,168	917	4,253	2,998	6,909	5,328	22.9	17.7
佐 賀	32,820	150,910	8,918	1,458	4,953	2,507	7,692	5,875	23.6	22.7
長 崎	30,740	137,340	6,002	1,081	3,502	1,419	4,959	4,320	12.9	23.6
熊 本	58,500	255,750	6,183	1,588	2,759	1,836	5,085	4,154	18.3	36.5
大 分	38,320	149,280	5,588	724	2,512	2,352	4,796	3,946	17.7	22.4
宮 崎	38,230	145,590	5,940	1,473	2,606	1,861	5,121	4,069	20.5	36.1
鹿 児 島	58,910	176,020	5,240	881	2,402	1,957	4,399	3,328	24.3	26.8
沖 縄	19,540	67,700	4,457	921	2,200	1,336	3,874	2,896	25.2	29.5
全国平均			7,712	1,103	4,323	2,286	6,413	5,028	21.6	20.3
合 計	2,161,390	9,400,100								

別表2 J A 共済データ

件数：件
共済金額：万円

	生命総合				建物更生	
	期首保有		新契約		期首保有	
	件数	共済金額	件数	共済金額	件数	共済金額
北海道	556,572	804,769,769	28,754	27,748,610	144,575	203,756,200
青森	200,616	199,950,885	7,768	9,384,715	207,047	214,419,863
岩手	354,124	399,170,327	14,692	14,733,647	253,337	248,005,944
宮城	424,633	491,902,325	19,962	20,352,654	249,057	306,147,777
秋田	349,472	324,727,465	14,861	14,068,078	220,512	211,719,992
山形	417,027	365,343,875	20,771	15,179,694	231,784	236,129,891
福島	572,779	644,116,390	31,217	31,865,871	435,566	412,240,515
茨城	411,419	556,918,429	23,952	27,586,173	259,281	270,325,176
栃木	347,360	470,321,203	22,825	25,733,319	210,230	249,473,994
群馬	424,003	441,759,179	31,522	24,747,945	244,188	239,956,200
埼玉	586,294	663,887,251	38,734	32,359,177	445,087	579,267,512
千葉	409,581	543,276,484	21,014	24,328,044	351,763	442,304,328
東京	222,247	206,061,474	18,125	16,178,226	305,558	521,993,123
神奈川	455,618	528,033,356	32,394	29,022,372	500,209	829,928,529
山梨	192,911	263,784,599	12,202	13,571,508	172,263	212,249,389
長野	859,602	882,173,885	60,472	49,276,501	581,627	619,913,619
新潟	731,829	807,213,319	34,727	27,766,804	490,544	506,819,175
富山	312,716	329,311,289	13,799	9,538,917	218,577	257,080,693
石川	277,866	337,460,832	17,751	15,409,804	184,823	228,263,717
福井	264,243	327,021,840	12,488	13,337,402	209,733	233,421,122
岐阜	497,894	599,765,596	24,874	26,164,407	408,244	472,009,802
静岡	670,789	914,393,059	45,323	44,066,227	839,019	989,764,969
愛知	904,470	988,555,161	58,569	40,507,181	788,690	1,077,155,325
三重	395,250	471,256,986	21,513	18,696,655	309,878	326,927,458
滋賀	300,255	363,443,778	15,274	15,180,754	182,332	239,173,746
京都	271,665	287,770,997	15,844	11,439,251	209,013	267,198,061
大阪	315,955	319,452,378	24,351	17,876,121	296,529	468,536,839
兵庫	711,017	865,953,530	46,547	43,404,815	464,476	588,116,416
奈良	176,291	185,335,525	13,576	12,093,773	156,978	189,262,571
和歌山	259,718	285,590,614	18,410	16,464,894	166,408	195,949,298
鳥取	160,871	190,214,244	7,423	8,765,456	127,785	135,299,519
島根	305,765	338,837,025	14,767	12,957,847	188,591	192,949,519
岡山	458,884	538,299,433	25,688	23,558,889	360,370	346,680,533
広島	578,510	712,664,540	31,069	25,697,191	386,770	405,300,595
山口	387,384	401,874,448	33,590	23,467,465	290,244	272,989,984
徳島	182,256	247,396,519	7,107	8,132,129	154,475	161,067,099
香川	355,358	444,431,588	26,274	18,118,294	177,551	175,970,306
愛媛	471,397	508,982,856	24,000	18,600,975	238,341	216,215,566
高知	247,640	255,134,890	11,241	9,137,803	199,828	181,968,044
福岡	564,439	620,358,536	37,831	34,540,585	368,597	422,727,657
佐賀	287,042	293,280,173	13,804	12,712,889	147,326	159,636,672
長崎	270,705	316,870,423	12,012	13,067,907	200,705	189,583,136
熊本	464,975	459,312,834	18,401	12,329,056	211,292	222,421,040
大分	226,869	253,805,926	8,205	8,057,566	131,594	135,566,001
宮崎	298,607	310,569,878	15,238	12,735,136	182,350	163,628,427
鹿児島	460,472	394,210,777	28,918	23,125,990	328,982	276,833,595
沖縄	97,199	124,690,489	10,248	11,710,978	23,846	39,630,638
合計	18,692,589	21,279,656,437	1,088,127	964,799,745	13,455,975	15,535,979,598

別表3 都道府県別の年齢構成データ

項目 府県	年 齢 階 層 別						平均 年齢 (歳)
	人 員 数			構 成 比			
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
北海道	719	3,696	1,206	12.8	65.7	21.4	44.4
青森	199	911	327	13.8	63.4	22.7	44.7
岩手	191	850	340	13.8	61.4	24.5	45.4
宮城	326	1,558	471	13.8	66.0	19.9	42.8
秋田	143	694	308	12.4	60.6	26.9	47.1
山形	167	739	310	13.7	60.8	25.5	45.8
福島	307	1,308	475	14.7	62.5	22.7	44.2
茨城	423	1,974	576	14.2	66.4	19.4	43.1
栃木	285	1,337	391	14.1	66.3	19.4	43.1
群馬	292	1,314	417	14.4	64.9	20.6	43.6
埼玉	986	4,892	1,157	14.0	69.4	16.4	41.8
千葉	819	4,155	1,060	13.5	68.6	17.5	42.4
東京	1,425	8,696	2,296	11.3	69.1	18.3	42.8
神奈川	1,185	6,088	1,480	13.5	69.2	16.8	41.8
山梨	128	562	194	14.4	63.6	21.9	43.9
長野	316	1,356	522	14.4	61.8	23.8	44.9
新潟	330	1,515	581	13.6	62.3	23.9	45.2
富山	150	703	258	13.5	63.2	23.2	45.3
石川	166	761	246	14.2	64.8	20.9	43.7
福井	121	514	186	14.7	62.5	22.6	44.3
岐阜	306	1,358	442	14.5	64.4	21.0	43.5
静岡	537	2,471	779	14.2	65.2	20.5	43.6
愛知	1,069	4,901	1,249	14.7	67.6	17.2	41.5
三重	267	1,197	401	14.3	64.1	21.5	43.8
滋賀	213	917	249	15.4	66.4	18.1	41.6
京都	345	1,755	530	13.0	66.3	20.0	43.2
大阪	1,211	5,914	1,634	13.7	67.1	18.5	42.6
兵庫	794	3,667	1,109	14.2	65.6	19.8	43.1
奈良	197	939	284	13.9	66.0	19.9	43.4
和歌山	143	642	249	13.8	62.0	24.1	45.5
鳥取	85	376	146	14.0	61.9	24.1	45.1
島根	101	439	201	13.5	59.2	27.1	46.7
岡山	276	1,236	438	14.1	63.2	22.4	44.2
広島	403	1,859	601	14.0	64.6	20.9	43.8
山口	197	921	373	13.2	61.7	25.0	46.1
徳島	106	507	197	13.1	62.6	24.4	45.6
香川	140	636	236	13.8	62.8	23.3	45.0
愛媛	200	915	352	13.6	62.3	24.0	45.4
高知	102	487	206	12.9	61.2	25.9	46.5
福岡	701	3,327	998	13.9	65.9	19.8	42.9
佐賀	132	538	196	15.2	62.1	22.6	43.9
長崎	216	913	349	14.6	61.8	23.6	44.8
熊本	264	1,139	437	14.3	61.8	23.7	44.7
大分	165	749	293	13.6	61.9	24.2	45.4
宮崎	169	713	271	14.7	61.8	23.5	44.7
鹿児島	252	1,066	435	14.4	60.8	24.8	45.1
沖縄	254	888	219	18.7	65.2	16.1	39.1

注：① 総務省統計局「平成17年国勢調査報告」による。

② 年齢階層別人員数、構成比は、総人員数のうち年齢不祥者数（平成17年 全国で482千人）を除いたものである。

